

京都市告示第635号

平成24年3月22日京都市告示第446号（再生可能エネルギー利用量算出基準）の一部を次のように改めます。

令和4年3月29日

京都市長 門川 大作

題名を次のように改める。

再生可能エネルギー利用量の算出及び再生可能エネルギー利用設備の設置に関する
基準

第1条中「定める」の右に「とともに、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）及び規則の施行に関し必要な事項を定める」を加える。

第2条中「京都市地球温暖化対策条例」を「条例」に改める。

第4条第1号及び第2号中「別表」を「別表第1」に改める。

第5条各号列記部分以外の部分中「場合」を「もの」に改め、同条第1号中「特定建築物の」を削り、「ある場合」を「あるもの」に改め、同条第2号中「で特定建築物の」を「に」に、「場合」を「もの」に改め、同条第3号中「で特定建築物の」を「に」に、「場合」を「もの」に改め、同条第4号中「特定建築物の」を削り、「において」を「であって」に改め、「場合」を「もの」に改める。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（準特定建築物から除外されるもの）

第8条 規則第34条第2号に規定する、市長が定めるやむを得ない事由とは、建築物が次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 第5条各号に掲げるもの
- (2) 建築物の屋上や屋根面が狭小であり、規則第35条に規定する熱量の太陽光発電設備を設置することができないもの

（協議）

第9条 前条各号に定める事由に適合するとして、規則第34条第2号に基づき準特定建築物から除外される建築物の建築主は、当該建築物の新築又は増築に係る工事に着手する日から起算して21日前の日までに、事由協議書（別記様式）に、別表第2に掲げる図書を添えたものを市長に提出しなければならない。

別表中「（第3条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条関係）

添付が必要な資料	資料に記載すべき内容
付近見取図	敷地の位置が特定できる情報
配置図	敷地と周辺の建築物の状況がわかる内容
屋根伏図	建築物の屋根及び屋上の利用状況がわかる内容
立面図	建築物の各部の高さや形状がわかる内容
申立書	再生可能エネルギー利用設備を設置することが困難である理由
その他	その他市長が求める内容

別表第2の次に次の様式を加える。

別記様式（第9条関係）

事由協議書

(あて先) 京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 （ ）

京都市地球温暖化対策条例に基づく再生可能エネルギー利用量の算出及び再生可能エネルギー利用設備の設置に関する基準第9条の規定により、次のとおり協議します。

1 建築予定場所	京都市 区
2 地域・地区	(用途地域) (景観規制) (その他)
3 工事種別	1) 新築 2) 増築又は改築
4 建築物の概要	1) 木造 2) S造 3) RC造 4) SRC造 5) その他 () 建築面積 : m ² 延べ床面積 : m ² 階数 : 地上 階/地下 階 最高高さ : m
5 再生可能エネルギーを利用することができない事由の概要	

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)